

第10期飲食店等に対する営業時間短縮協力金

要請期間

令和4年1月27日（木）～2月20日（日）（25日間）

受付日程等、
詳細は後日公表

支給要件

ゴールドステッカー認証店舗

◆ 以下の①又は②の要請に応じたこと

	営業時間短縮	酒類提供(持込み含む)
①	5時～21時	11時～20時30分
②	5時～20時	自粛

◆ 同一テーブル4人以内

(5人以上のグループの場合、テーブルを2つ以上に分けること)
ただし、対象者全員、検査で陰性を確認した場合は、同一テーブル
5人以上の案内も可

その他の店舗

◆ 以下の要請に応じたこと

	営業時間短縮	酒類提供(持込み含む)
②	5時～20時	自粛

◆ 同一グループ・同一テーブル4人以内

(5人以上の入店案内は控えること)

支給額

中小企業・個人事業主等 売上高に応じて

上記①の場合 **2.5～7.5万円/日**
(62.5～187.5万円)

上記②の場合 **3～10万円/日**
(75～250万円)

大企業 *中小企業も選択可能 売上高減少額に応じて

0～20万円/日
(0～500万円)

※要請期間中であっても、支給要件①と②は変更可。但しその場合は、全期間を通じて、協力金支給額は①2.5万円～7.5万円/日となります。